

平成 28 年 4 月 25 日
商 工 中 金

「平成 28 年熊本地震による災害」に関する 利子補給制度（災害復旧資金）の取扱開始について

商工中金は、「平成 28 年熊本地震による災害」により被害を受けた熊本県に事業所を有する中小企業者の皆さまの災害復旧を一層支援するため、全営業店で「利子補給制度（災害復旧資金）」の取扱いを開始します。

【「利子補給制度（災害復旧資金）」の概要】

対 象 者 (※)	「平成 28 年熊本地震による災害」により被害を受けた、 <u>熊本県に事業所を有する中小企業者</u> であって、市長その他の機関より罹災証明書等の発行を受けたもの
対 象 貸 出	上記対象者にかかる損害担保付貸出（災害復旧資金）
貸 出 金 額	1 社あたり残高 10 百万円以内（組合の場合は残高 30 百万円以内）
利子補給率	当初 3 年間（貸付日から 3 年間）0.9%

(※) 非法定中小企業の方は対象外です

なお、本制度適用にあたっては申込書等書類の提出が必要になります

なお、現在商工中金の全営業店で開設している「平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害に関する特別相談窓口」は「平成 28 年熊本地震による災害に関する特別相談窓口」へ名称が変更されました。

引き続き、被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入の申込み等に対して、危機対応業務の指定金融機関として懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。